

特定事業契約書（案） 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	目次 第33条	第33条 事業者による完了検査等	第33条 事業者による完成検査等
2	目次 第38条	第38条 事業者による子育て賃貸住宅等の引渡し	第38条 事業者による子育て賃貸住宅等の引渡し及び市による所有権の取得
3	目次 第49条	第49条 維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務に伴う近隣対策	第49条 維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務に伴う近隣対策
4	2頁 第5条 第1項	1 本事業は、既存施設解体撤去工事業務、子育て賃貸住宅等の設計・建設業務及び子育て賃貸住宅等の完成時における市への引渡し、子育て賃貸住宅等の維持管理業務、子育て賃貸住宅等（ただし、市役所出張所を除く。）の運営業務及びコミュニティ形成支援業務並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成される。	1 本事業は、既存建物の解体業務、子育て賃貸住宅等の設計・建設業務及び子育て賃貸住宅等の完成時におけるその所有権の市への移転、子育て賃貸住宅等の維持管理、子育て賃貸住宅等（ただし、市役所出張所を除く。）の運営・コミュニティ形成支援業務並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成される。
5	3頁 第9条 第1項	1 本事業は、事業用地において行う。	1 本工事は、事業用地において行う。
6	4頁 第11条 第1項(2)	(2) 災害・事故等により、特別な対応が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。	(2) 災害・事故等により、特別な対応が常時必要なときまたは業務内容が著しく変更されるとき。
7	5頁 第13条 第1項	1 事業者は、適用ある法令等を遵守の上、本事業関連書類に定められた内容を満たす範囲において、市との協議に基づき、自らの責任及び費用負担において、子育て賃貸住宅等の設計を行う。事業者は、子育て賃貸住宅等の設計の内容及び進捗状況に関して、定期的に市と打ち合わせを行わなければならない。	1 事業者は、適用ある法令等を遵守の上、本事業関連書類に定められた内容を満たす範囲において、市との協議に基づき、自らの責任及び費用負担において、子育て賃貸住宅等の設計を行う。事業者は、本複合施設の設計の内容及び進捗状況に関して、定期的に市と打ち合わせを行わなければならない。
8	8頁 第19条 第1項	本引渡予定日までに、本工事を完成の上、第38条に基づいて子育て賃貸住宅等を市に引き渡す。なお、市は、子育て賃貸住宅等の所有権を原始的に取得する。	本引渡予定日までに、本工事を完成の上、第38条に基づいてこれを市に引渡し、その所有権を市に取得させる。
9	14頁 第33条 表題	事業者による完了検査等	事業者による完成検査等
10	14頁 第33条 第1項	子育て賃貸住宅等の完了検査及び機器・器具の試運転検査等を行う。	子育て賃貸住宅等の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を行う。
11	15頁 第33条 第2項	事業者が前項の完了検査及び機器・器具の試運転検査等を行う14日前までに、完了検査を行う旨及びその予定日を通知する。	事業者が前項の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を行う14日前までに、完成検査を行う旨及びその予定日を通知する。
12	15頁 第33条 第3項	第1項の完了検査及び機器・器具の試運転検査等への立会いを求めることができる。	第1項の完成検査及び機器・器具の試運転検査等への立会いを求めることができる。
13	15頁 第33条 第4項	事業者は、第1項の完了検査及び機器・器具の試運転検査等においては、子育て賃貸住宅等の仕様が充足されているか否かについて、市が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、完了検査及び機器・器具の試運転検査等における市の立ち会いの有無にかかわらず、当該完了検査及び機器・器具の試運転検査等の結果を、速やかに当該検査結果に関する書面の写しを添えて、工事監理者の承認を得た上で、工事完成図書とともに市に提出する。	事業者は、第1項の完成検査及び機器・器具の試運転検査等においては、子育て賃貸住宅等の仕様が充足されているか否かについて、市が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、完成検査及び機器・器具の試運転検査等における市の立ち会いの有無にかかわらず、当該完成検査及び機器・器具の試運転検査等の結果を、速やかに当該検査結果に関する書面の写しを添えて、工事監理者の承認を得た上で、工事完成図書とともに市に提出する。
14	15頁 第34条 第1項	前条第1項の完了検査に先立って、	前条第1項の完成検査に先立って、
15	15頁 第35条 第1項	1 市は、事業者から第33条に基づく工事完成届（同条第4項の規定に基づき、完了検査の結果に関する書面の写しを添付することを要する。）を受領した場合、	1 市は、事業者から第33条に基づく工事完了届（同条第4項の規定に基づき、完成検査の結果に関する書面の写しを添付することを要する。）を受領した場合、
16	16頁 第36条 第3項	事業者は、指定管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。また、事業者は、指定管理業務に従事する者に変更がある場合は、速やかに市に届け出なければならない。	事業者は指定管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。事業者は、指定管理業務に従事する者に変更がある場合は、速やかに市に届け出なければならない。
17	16頁 第36条 第4項	4 事業者は、維持管理・運営業務、コミュニティ形成支援業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、三浦市個人情報保護条例（平成9年三浦市条例第12号）その他の法令等の規定を遵守し、個人情報の漏えい等の事故防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	4 事業者は、維持管理・運営業務、コミュニティ形成支援業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、条例第7条第1項第3号及び三浦市個人情報保護条例（平成9年三浦市条例第12号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい等の事故防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

18	17頁 第36条 第5項	5 事業者は、業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、三浦市情報公開条例（平成15年三浦市条例第21号）の規定に基づき情報公開に関する規程等を整備し、適正な情報公開に努めなければならない。	5 事業者が業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、三浦市情報公開条例（平成15年三浦市条例第21号）の規定に基づき情報公開に関する規程等を整備し、適正な情報公開に努めること。
19	17頁 第36条 第6項	6 事業者は、業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書等は、三浦市公文書取扱規則（平成15年三浦市規則第42号）の規定の例による旨の文書管理に関する規程等を整備し、適正に管理及び保存をしなければならない。また、事業者は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、市の指示に従ってかかる文書等を市に引き渡さなければならない。	6 事業者が業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書等は、三浦市公文書取扱規則（平成15年三浦市規則第42号）の規定を準用する旨の文書管理に関する規程等を整備し、適正に管理及び保存をしなければならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、市の指示に従ってかかる文書等を市に引き渡さなければならない。
20	17頁 第36条 第8項	8 事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により、	8 事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により、
21	17頁 第36条 第9項	書類その他の記録の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。	書類その他の記録の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。 <u>（行政手続）</u>
22	17頁 第38条 表題	事業者による子育て賃貸住宅等の引渡し	事業者による子育て賃貸住宅等の引渡し及び市による所有権の取得
23	17頁 第38条	事業者は、本引渡予定日において、工事完成確認通知書の受領と引き換えに、別紙7の様式による目的物引渡書を市に交付することにより、子育て賃貸住宅等の引渡しを行うとともに、子育て賃貸住宅等の建物表題登記を行う。	事業者は、本引渡予定日において、工事完成確認通知書の受領と引き換えに、別紙7の様式による目的物引渡書を市に交付することにより、子育て賃貸住宅等の引渡しを行い、事業者は、事業者の負担において、その所有権を市に取得させる。
24	18頁 第39条 第1項	1 市は、子育て賃貸住宅等又は事業者により子育て賃貸住宅等内に設置された機器等が種類、品質又は数量に関して	1 市は、子育て賃貸住宅等又は事業者により子育て賃貸住宅等内に設置された機器等が種類、品質または数量に関して
25	20頁 第44条 第1項	1 事業者は、市と協議の上、子育て賃貸住宅等について、維持管理業務、運営業務、コミュニティ形成支援業務に係る年間計画書及びコミュニティ形成支援業務計画書（15年間にわたる計画）を作成し、以下に示す期日までにこれを市に提出して市の確認を受ける。上記の各計画書の記載事項については、市がこれを定めて、事業者に対して通知する。	1 事業者は、市と協議の上、子育て賃貸住宅等について、維持管理業務年間計画書、運営業務年間計画書、コミュニティ形成支援業務計画書（15年間にわたる計画）及びコミュニティ形成支援業務年間計画書を作成し、以下に示す期日までにこれを市に提出して市の確認を受ける。維持管理業務年間計画書、運営業務年間計画書、コミュニティ形成支援業務計画書及びコミュニティ形成支援業務年間計画書（以下「計画書」と総称する。）の記載事項については、市がこれを定めて、事業者に対して通知する。
26	20頁 第44条 第2項	2 事業者は、前項に基づき市の確認を受けた計画書に従って、維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務を実施する。	2 事業者は計画書に従って、維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務を実施する。
27	22頁 第49条 表題	第49条 維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務に伴う近隣対策	第49条 維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務に伴う近隣対策
28	23頁 第50条 第1項	事業者は、維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務の全部又は一部（子育て賃貸住宅等の利用許可に関する権限の行使は除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、関連資料（当該第三者の名称、委託し、又は請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、市に対して事前に通知しなければならない。市は、市への承諾を得た場合に限り、維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。	事業者は、維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務の全部又は一部（本施設子育て賃貸住宅等の利用許可に関する権限の行使は除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、関連資料（当該第三者の名称、委託し、又は請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、市に対して事前に通知しなければならない。市は、市への承諾を得た場合に限り、維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

29	23頁 第51条	事業者は、維持管理・運営業務及びコミュニティ形成支援業務のために必要となる水道、ガス、電気、下水、通信（テレビ・インターネット）等の供給業者との間でこれらの供給に係る契約を締結し、当該供給業者に対して、 <b>子育て賃貸住宅等</b> （子育て賃貸住宅の専有部分を除く。）について発生した光熱水費を支払う。	事業者は、維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務のために必要となる水道、ガス、電気、下水、通信（テレビ・インターネット）等の供給業者との間でこれらの供給に係る契約を締結し、当該供給業者に対して、 <b>本施設</b> （子育て賃貸住宅の専有部分を除く。）について発生した光熱水費を支払う。
30	25頁 第55条 第3項	3 事業者は、 <b>供用開始日が属する事業年度の翌事業年度</b> より、	3 事業者は、 <b>運営開始後2年目の令和7年度</b> より、
31	25頁 第55条 第5項	三浦市債権管理条例（平成25年12月13日三浦市条例第22号）第8条第1項の規定に定める割合で計算した延滞金を市に支払う。	三浦市市債権管理条例（平成25年12月13日三浦市条例第22号）第8条第1項の規定に定める割合で計算した延滞金を市に支払う。
32	26頁 第58条 第3項	子育て賃貸住宅等の維持管理及び運営が著しく困難となることが合理的かつ客観的に見込まれるときには、	子育て賃貸住宅等の維持管理及び運営が著しく困難となることが合理的かつ客観的に見込まれるときには <b>場合</b> 、
33	26頁 第58条 第4項	4 市が前項により提案事業の全部又は一部の変更を承諾した場合 <b>において、当該変更によって市に損害が生じたときは、事業者は、その損害を賠償しなければならない。</b>	4 市は、前項により提案事業の全部又は一部の変更を承諾した場合、 <b>市は、当該変更に伴う損害が生じたときには、事業者に損害賠償請求を行うことができる。</b>
34	30頁 第65条 第1項	1 本事業契約は、本事業契約の締結の日から効力を生じ、維持管理・運営期間が <b>終了し、本事業契約に基づく市及び事業者の義務の履行が完了した日</b> をもって終了する。	1 本事業契約は、本事業契約の締結の日から効力を生じ、維持管理・運営期間の <b>終了</b> 日をもって終了する。
35	31頁 第66条 第1項(5)ア	ア 役員等（役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。）に <b>三浦市暴力団排除条例（平成23年3月22日三浦市条例第2号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）</b> がいると認められるとき。	ア 役員等（役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。）に <b>暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号、その後の改正を含む。）（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）</b> がいると認められるとき。
36	31頁 第66条 第1項(5)イ	イ <b>暴力団員等</b> が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	イ <b>暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）</b> が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
37	31頁 第66条 第1項(5)ウ	ウ 役員等が、暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等していると認められるとき。	ウ 役員等が、暴力団の威力 <b>若しくは暴力団員等</b> 又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等していると認められるとき。
38	31頁 第66条 第1項(5)エ	エ 役員等が、暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	エ 役員等が、 <b>暴力団若しくは暴力団員等</b> 又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
39	31頁 第66条 第1項(5)オ	オ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	オ 役員等が、 <b>暴力団又は暴力団員等</b> と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
40	32頁 第66条 第1項(6)	前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、構成企業が基本協定書 <b>若しくは出資者誓約書</b> に違反し、又は事業者 <b>若しくは構成企業</b> による表明保証が真実でなく、	前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、構成企業が基本協定書に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、
41	33頁 第68条 第2項	2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、子育て賃貸住宅等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分 <b>を市に引き渡す。</b>	2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、子育て賃貸住宅等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の <b>所有権を全て取得する。</b>
42	33頁 第68条 第3項	3 市は、前項の規定により子育て賃貸住宅等の出来形部分 <b>を市に引き渡す</b> 場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額を、市の選択により、①経過利息(B)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。	3 市は、前項の規定により子育て賃貸住宅等の出来形部分の <b>所有権を取得する</b> 場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額を、市の選択により、①経過利息(B)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
43	33頁 第69条 第2項	2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、子育て賃貸住宅等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分 <b>を市に引き渡す。</b>	2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、子育て賃貸住宅等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の <b>所有権を全て取得する。</b>

44	33頁 第69条 第3項	3 市は、前項の規定により、子育て賃貸住宅等の出来形部分を市に引き渡す場合には、	3 市は、前項の規定により、子育て賃貸住宅等の出来形部分の所有権を取得する場合には、
45	34頁 第70条 第1項(2)	(2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、連続して15日間以上又は1年間において30日間以上にわたり、本事業関連書類及び第44条第1項の計画書に従った維持管理業務又は運営・コミュニティ形成支援業務を行わないとき。	(2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、連続して15日間以上又は1年間において30日間以上にわたり、本事業関連書類及び維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務計画書に従った維持管理業務又は運営・コミュニティ形成支援業務を行わないとき。
46	34頁 第70条 第1項(8)	前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、構成企業が基本協定書若しくは出資者誓約書に違反し、又は事業者若しくは構成企業による表明保証が真実でなく、	前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、構成企業が基本協定書に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、
47	35頁 第71条 第2項	2 前項の規定により、本指定が取り消された場合、市は事業者に対し、	2 前項の規定により、本指定が取り消された場合であっても、子育て賃貸住宅等の所有権は、市に留保される。この場合、市は事業者に対し、
48	35頁 第72条 第2項	2 前項第1号により本指定が取消された場合、市はサービス購入料のうち設計・建設業務に係る対価の残額を、	2 前項第1号により本指定が取消された場合において、子育て賃貸住宅等の所有権は市が留保する。この場合、市はサービス購入料のうち設計・建設業務に係る対価の残額を、
49	36頁 第73条 第2項	2 前項第1号により本指定が取消された場合、市はサービス購入料のうち設計・建設業務に係る対価の残額を、	2 前項第1号により本指定が取消された場合において、子育て賃貸住宅等の所有権は市が留保する。この場合、市はサービス購入料のうち設計・建設業務に係る対価の残額を、
50	38頁 第78条 第1項(5)ウ	ウ 役員等が、暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等していると認められるとき。	ウ 役員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等していると認められるとき。
51	38頁 第78条 第1項(5)エ	エ 役員等が、暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
52	38頁 第78条 第1項(5)オ	オ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
53	40頁 第79条 第1項	市は、子育て賃貸住宅等に係る市の完成確認及び市への引渡し後に、かかる契約保証金を事業者に返還する。	市は、子育て賃貸住宅等に係る市の完成確認及び市への所有権移転後に、かかる契約保証金を事業者に返還する。
54	41頁 第81条	法令の変更により、設計・建設業務、維持管理・運営業務又はコミュニティ形成支援業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12の定めに従う。	法令の変更により、設計・建設業務又は維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12の定めに従う。
55	42頁 第83条	不可抗力により、設計・建設業務、維持管理・運営業務又はコミュニティ形成支援業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12の定めに従う。	不可抗力により、設計・建設業務又は維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12の定めに従う。
56	42頁 第84条	不可抗力により、設計・建設業務、維持管理・運営業務又はコミュニティ形成支援業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害（ただし、事業者又は業務受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。）の負担は、別紙12の定めに従う。	不可抗力により、設計・建設業務又は維持管理・運営・コミュニティ形成支援業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害（ただし、事業者又は業務受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。）の負担は、別紙12の定めに従う。
57	46頁 第95条	本事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所 横須賀支部又は横須賀簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。	本事業契約に関する紛争については、横須賀簡易裁判所（横浜地方裁判所 横須賀支部）を第一審の専属管轄裁判所とする。
58	47頁 上段	市（発注者）と事業者（受注者）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以上の条項によって公正な仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。 この仮契約書は、市（発注者）がこの契約について三浦市議会の議決を得たときは、本契約に切り替わるものとする。当該議会の時期は、令和4年6月開催予定の令和4年第2回定例会を想定し、本事業契約の締結日は、令和4年6月予定とする。	市（発注者）と事業者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以上の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。 本事業契約の締結日は、令和4年6月（予定）であり、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

59	47頁 中段	(仮契約日) 令和4年4月●日 市(発注者) 住所 三浦市城山町1番1号 氏名 三浦市長 吉田 英 男 事業者(受注者) 住所 氏名	(仮契約日) 令和4年4月●日 発注者 住所 三浦市城山町1番1号 名称 三浦市 代表者 三浦市長 吉田 英 男 事業者 住所 名称 代表取締役
60	47頁 下段	(削除)	本事業契約につき、下記の日付をもって、本事業契約の締結日とし、以下各当事者が記名捺印する。 (本契約日) 令和4年6月●日 発注者 住所 三浦市城山町1番1号 名称 三浦市 代表者 三浦市長 吉田 英 男 事業者 住所 名称 代表取締役
61	48頁 別紙1表 維持管理業務	※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。	※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。
62	51頁 別紙1表 出資者誓約書 (項目追加)	出資者誓約書 基本協定書及び本事業契約に基づき市に提出された出資者誓約書(同誓約書第4項の規定に基づき株式の譲渡を受ける者が提出する誓約書を含む。)を総称している。	
63	51頁 別紙1表 所有権移転業務 (項目削除)	(削除)	所有権移転業務 設計・建設業務のうち、要求水準書に定める所有権移転業務をいう。
64	52頁 別紙1表 設計・建設業務(9)	不動産登記等業務	所有権移転業務
65	55頁 別紙2	契約終了日(維持管理・運営期間終了日) 令和21年●月●日	契約終了日(維持管理・運営期間終了日) 令和21年3月31日
66	55頁 別紙2	※提案書類に基づいて記載します。なお、完成予定日とは、別紙14に示す工事完成届提出予定日とします。	※提案書類に基づいて記載します。なお、完成予定日とは、別紙14に示す工事完了届提出予定日とします。
67	61頁 別紙6.2 工事記録 提出書類等 (項目削除)	(削除)	8. 工事記録
68	61頁 別紙6.2 工事履行報告書及び実施工程表 提出書類等	8. 工事履行報告書及び実施工程表	9. 工事履行報告書及び実施工程表
69	61頁 別紙6.2 段階確認書及び施工状況把握報告書 提出書類等	9. 段階確認書及び施工状況把握報告書	10. 段階確認書及び施工状況把握報告書
70	61頁 別紙6.2 工事打合せ簿 提出書類等	10. 工事打合せ簿	11. 工事打合せ簿
71	61頁 別紙6.2 その他、市が定める工事関係書類一式 提出書類等	11. その他、市が定める工事関係書類一式	12. その他、市が定める工事関係書類一式
72	62頁 別紙7	事業者 住所 氏名 三浦市子育て賃貸住宅等整備事業における特定事業契約書第38条の規定に基づき、下記のとおり、子育て賃貸住宅等を引渡します。	事業者 住所 名称 代表者 本事業における本事業契約第38条の規定に基づき、下記のとおり、子育て賃貸住宅等を引渡します。
73	63頁 別紙8 本文2行目	三浦市子育て賃貸住宅等整備事業における特定事業契約書(以下「本事業契約」という。)第39条第4項の規定に基づき、	三浦市子育て賃貸住宅等整備事業における事業契約書(以下「本事業契約」という。)第39条第4項の規定に基づき、
74	64頁 別紙8 第6条	第6条 本保証に関する紛争については、横浜地方裁判所 横須賀支部又は横須賀簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。	第6条 本保証に関する紛争については、横須賀簡易裁判所(横浜地方裁判所 横須賀支部)を第一審の専属管轄裁判所とする。

75	64頁 別紙8 署名欄	住 所 氏 名 印 住 所 氏 名 印 住 所 氏 名 印	住 所 名 称 印 住 所 名 称 印 住 所 名 称 印 住 所 名 称 印
76	67頁 別紙10 2(1)	保険の対象 : 施設の維持管理・運營業務遂行 <del>又は</del> 遂行の結果に起因し	保険の対象 : 施設の維持管理・運營業務遂行 <del>または</del> 遂行の結果に起因し
77	67頁 別紙10 ※	※ <u>市に引き渡された</u> 施設は、市において公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定。	※ <u>所有権を移転した</u> 施設は、市において公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定。
78	69頁 別紙12 2(1) 1)設計・建設期間	設計・建設業務に係る対価の額(ただし、割賦金利を除く。以下、本別紙において同様。)	設計・建設業務に係る対価の額(ただし、割賦金利を除く。以下、本紙において同様。)
79	71頁 別紙13	三浦市に対して下記第1項及び第2項に定める事項を表明及び保証し、下記第3項から第8項に定める事項を誓約致します。	三浦市に対して下記第1項及び第2項に定める事項を表明及び保証し、下記第3項乃至第8項に定める事項を誓約致します。
80	72頁 別紙13 4	当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該処分の相手方作成に係る本書と同様の内容及び様式(ただし、三浦市が別途指定した場合は、当該指定した書式によるものとします。)の誓約書を添えて三浦市に対して提出すること。	当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該処分の相手方作成に係る三浦市所定の書式の誓約書を添えて三浦市に対して提出すること。
81	72頁 別紙13 7	7 株主間契約(SPCの全株主又は一部の株主の間でSPCにおける株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関する契約をいいます。以下本項において同様とします。)を締結した場合(本書の日付において既に締結済みである場合を含みます。)	7 株主間契約(SPCの全株主又は一部の株主の間でSPCにおける株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関する契約をいう。以下本項において同様とする。)を締結した場合(本書の日付において既に締結済みである場合を含む。)
82	73頁 別紙14 工事完成届	工事完成届	工事完了届
83	73頁 別紙14 完成図(建築)提出部数	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び左記図面等が収録された電子媒体一式3部(取扱説明書があるものは1部)	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式3部
84	73頁 別紙14 完成図(電気設備)提出部数	同上	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部
85	73頁 別紙14 完成図(機械設備)提出部数	同上	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部
86	73頁 別紙14 完成図(昇降機設備)提出部数	同上	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部
87	73頁 別紙14 完成図(外構)提出書類等	7 完成図(外構)	完成図(土木)
88	73頁 別紙14 完成図(外構)提出部数	同上	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部
89	73頁 別紙14 完成図(什器・備品配置表)提出書類等	8 完成図(什器・備品配置表)	7 完成図(什器・備品配置票)
90	73頁 別紙14 完成図(什器・備品配置表)提出部数	同上	製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部
91	73頁 別紙14 備品リスト 提出書類等 提出部数 (項目削除)	(削除)	8 備品リスト 3

92	73頁 別紙14 備品カタログ 提出書類等 提出部数 (項目削除)	(削除)	<u>9 備品カタログ 3</u>
93	73頁 別紙14 完成検査調書 提出書類等	<u>9 完了</u> 検査調書	<u>10 完成</u> 検査調書
94	73頁 別紙14 揮発性有機化合物の測定結果 提出書類等 提出部数 (項目削除)	(削除)	<u>11 揮発性有機化合物の測定結果 3</u>
95	73頁 別紙14 完成写真	<u>10</u> 完成写真 (内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体)	<u>12</u> 完成写真 (内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体)
96	73頁 別紙14 その他、市が公共工事の適切な管理のために～	<u>11</u> その他、市が定める工事関係書類一式	<u>13</u> その他、市が <u>公共工事の適切な管理のために「施行プロセスチェックの手引き」</u> において定める工事関係書類一式
97	73頁 別紙14 ※	(削除)	<u>※建設中の提出書類は、工事請負人が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する</u>